

(4) 家内労働法

この法律は、製造・加工業者、販売業者などから委託を受けて自宅等で物品の製造加工などに従事している家内労働者(いわゆる内職従事者等)の労働条件の向上を図るためのものです。

ア) 家内労働手帳(法第3条)

家内労働者は、委託者から家内労働手帳を交付してもらい、その手帳に仕事をするつどその仕事の内容、納入する物品の数量、工賃の単価、納品の時期、工賃支払期日を記入してもらうようにしましょう。また物品を納入したら納入した物品の数量を、工賃の支払を受けたらその支払工賃総額を記入してもらうようにしましょう。これらのことは、工賃の支払の遅れや不払い等のトラブルを避け、家内労働者の権利を守るために委託者に義務づけられているものです。

イ) 工賃の支払い(法第6条から16条)

工賃は、出来上がった製品を委託者に納めてから1ヶ月以内に支払われることになっています。また、工賃の支払は、全額現金で行われなければならないことになっています。ただし、家内労働者の同意があれば郵便為替の交付、銀行等の預金口座への振込み、郵便為替口座への払込み又は振替によることもできます。また、千葉県では、婦人既製洋服製造業については仕事別に最低工賃が定められていますので、委託者は最低工賃額以上の工賃を支払わなければならないとされています。

ウ) 安全及び衛生に関する措置(法第17条)

委託者は、家内労働者に一定の機械器具又は原材料を譲り渡したり、提供したりする場合は、危険防止のため必要な措置を講じなければならないとされていますし、また家内労働者自身も自ら積極的に災害防止のため必要な措置を講じなければならないとされています。

※自宅等でワークショップ作業を行っている人について、一定の要件に該当する場合、家内労働法が適用になります。

(5) 労働者派遣法

この法律は、職業安定法と相まって労働力の需要の適正な調整を図るために労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置を講ずるとともに、派遣労働者の保護を図り、もって派遣労働者の雇用の安定その他福祉の増進に資することを目的としています。

I.労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置

ア) 業務の範囲（法第4条）

派遣禁止業務として、①港湾運送業務、②建設業務、③警備業務、④病院等における医療関連業務が定められています。

イ) 事業の許可等（法第5条から22条）

労働者派遣事業を行うには、厚生労働大臣の許可を受けなければなりません。また、違反等により許可が取消されることがあります。

ウ) 補則（法第23条から25条）

派遣元事業主は毎年度、事業報告書等を提出しなければなりません。また、個人情報の取扱いについての定め等があります。

II.派遣労働者の保護等に関する措置

ア) 労働者派遣契約（法第26条から29条の2）

労働者派遣契約の当事者は、労働者派遣契約において必ず定めなければならない事項があります。また、派遣先は、派遣先の都合による労働者派遣契約の解除に当たっては、新たな就業機会の確保、休業手当等の費用負担その他派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講じなければなりません。

イ) 派遣元事業主の講ずべき措置等（法第30条から38条）

派遣元は、派遣労働者に対する就業条件等の明示や、日雇労働者の労働者派遣禁止、派遣元責任者の選任、派遣元管理台帳の作成・記載等を行わなければなりません。

ウ) 派遣先の講ずべき措置等（法第39条から43条）

派遣先は、適正な派遣就業の確保、派遣受入期間の制限、離職した労働者についての派遣受入れの禁止、派遣先責任者の選任、派遣先管理台帳の作成・記載等を行わなければなりません。